



平成29年2月14日

各 位

会社名 東京都競馬株式会社
代表者名 代表取締役社長 山口 一久
(コード番号 9672 東証第1部)
問合せ先 総務部長 萬場 章弘
(TEL 03 5767 9055)

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年2月14日開催の取締役会において、平成29年3月29日開催予定の第92回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に、単元株式数の変更及び株式併合等の定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。当社は、上場会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更いたします。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 単元株式数の変更の条件

本株主総会において、株式併合に関する議案及び単元株式数の変更等の定款の一部変更に関する議案が承認されることを条件とし、株式併合の効力発生日である平成29年7月1日をもってその効力が発生するものといたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合を行う目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、普通株式の単元株式数を100株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とするために、当社株式について10株を1株にする併合を行います。

(2) 併合の内容

併合する株式の種類 普通株式
併合の方法・比率 平成29年7月1日をもって、平成29年6月30日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式10株につき1株の割合で併合いたします。

株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成28年12月31日現在）	287,648,547株
併合により減少する株式数	258,883,693株
株式併合後の発行済株式総数	28,764,854株

併合後の発行可能株式総数40,000,000株（併合前400,000,000株）

(3) 併合により減少する株主数

平成28年12月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

所有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	31,504名（100.00%）	287,648,547株（100.00%）
10株未満	648名（2.06%）	1,501株（0.00%）
10株以上	30,856名（97.94%）	287,647,046株（100.00%）

上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合は、10株未満ご所有の株主様648名（所有株式数1,501株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は、添付資料「【ご参考】株式併合及び単元株式数の変更に関するQ & A」に記載の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合の条件

本株主総会において、株式併合に関する議案及び単元株式数の変更等の定款の一部変更に関する議案が承認されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」及び「2. 株式併合」の変更に伴い、現行定款第6条及び第8条を変更するものです。なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成29年7月1日をもってその効力が発生するものとする附則を設けます。本附則は、本変更の効力発生をもって削除するものといたします。

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、有用な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮することができるよう、現行定款第30条第2項及び第38条第2項の変更を行います。

(2) 定款変更の内容

(下線部は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 本会社の発行可能株式総数は、<u>4億株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 本会社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 <第1項 条文省略></p> <p>本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間で、同法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p>(監査役責任免除)</p> <p>第38条 <第1項 条文省略></p> <p>本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間で、同法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 本会社の発行可能株式総数は、<u>4千万株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 本会社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間で、同法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p>(監査役責任免除)</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間で、同法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p>附則</p> <p><u>第6条及び第8条の変更は、平成29年7月1日をもって効力が発生するものとする。なお、本附則は、当該変更の効力発生をもって削除する。</u></p>

(3) 定款の一部変更の条件

本株主総会において、株式併合に関する議案及び単元株式数の変更等の定款の一部変更に関する議案が承認されることを条件といたします。

4. 日程

平成29年2月14日 取締役会

平成29年3月29日 第92回定時株主総会

上記「3. 定款の一部変更」のうち定款第30条第2項及び第38条第2項の変更の効力発生日

平成29年7月1日 上記「1. 単元株式数の変更」、「2. 株式併合」並びに「3. 定款の一部変更」のうち定款第6条及び第8条の変更の効力発生日

(参考) 上記のとおり、株式併合及び単元株式数の変更の効力発生日は平成29年7月1日ですが、株式の振替手続きの関係上、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年6月28日となります。

以上

(添付資料)

【ご参考】株式併合及び単元株式数の変更に関するQ & A

【ご参考】株式併合及び単元株式数の変更に関するQ & A

Q1. 株式併合とはどのようなことですか。

A1. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。
今回当社では、10株を1株に併合いたします。

Q2. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A2. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更するものです。
今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q3. 株式併合、単元株式数の変更の目的は何ですか。

A3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させ、日本の証券市場の国際競争力の向上などを目指して、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。当社は、上場会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とするために、当社株式について10株を1株にする併合を行うことといたしました。

Q4. 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか。

A4. 株式併合の前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、理論上は、株主様がご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、ご所有の株式数は株式併合前の10分の1になる一方で、1株当たりの純資産額は株式併合前の10倍になるからです。
また、株式併合後の株価についても、理論上は併合前の10倍になります。

Q5. 受け取る配当金額はどうなりますか。

A5. 株主様が所有する当社株式数は株式併合により10分の1になりますが、株式併合の効力発生日後に、併合割合（10株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金額に変動はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式（1株に満たない株式）につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q6. 所有株式数や議決権はどうなりますか。

A6. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年6月30日の最終の株主名簿に記載された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。
具体的には、株式併合及び単元株式数の変更の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権の数	所有株式数	議決権の数	端数株式相当分
例 1	2,000株	2 個	200株	2 個	なし
例 2	1,500株	1 個	150株	1 個	なし
例 3	555株	なし	55株	なし	0.5株
例 4	1株	なし	なし	なし	0.1株

- ・ 例2及び例3では単元未満株式（効力発生後において、例2は50株、例3は55株）がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買取り制度をご利用できます。
- ・ 例3及び例4において発生する端数株式相当分（例3は0.5株、例4は0.1株）につきましては、当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。
- ・ 例4においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。

なお、株主様が開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくはお取引の証券会社にお問合わせください。

Q7. 1株未満の端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A7. 株式併合の効力発生前に、単元未満の買取り制度をご利用いただくことにより、1株未満の端数株式が生じないようにすることも可能です。

具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人までお問合わせください。

Q8. 株式併合後も単元未満株式が生じます。買取りをしてもらえますか。

A8. 株式併合後においても、単元未満株式の買取り制度をご利用いただけます。

具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問合わせください。

Q9. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A9. 特に必要なお手続きはございません。

Q10. 株主優待制度はどのようなのでしょうか。

A10. 単元株式数の変更、株式併合の効力が発生した後の配当金や株主優待制度の内容の詳細につきましては、後日改めてお知らせいたします。

【お問い合わせ先】

株式併合及び単元株式数の変更に関してご不明な点は、お取引のある証券会社又は下記特別口座の口座管理機関（株主名簿管理人）までお問い合わせください。

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

電話 0120-232-711（通話料無料）

受付時間9：00～17：00（土・日・祝日を除く）

以上